「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野２　人づくり・教育を高める分野

確かな学力と自立する力の育成

要望先：文部科学省・厚生労働省

県担当課：小中学校人事課・社会福祉課

本県では、公立小・中学校の教員１人当たりの児童生徒が多く、基礎学力の向上ときめ細やかな学習指導を実施する上で障害となっている。

このため、教職員配置基準の見直しなどにより教員１人当たりの児童生徒数を改善することが必要である。

また、本県では、生活保護受給世帯で育った子供が大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」を断ち切るため、平成 22 年度から全国に先駆け全県で生活保護世帯に対する教育支援を実施している。

生活保護受給世帯数は依然として増加を続けており、教育支援の取組をさらに充実強化する必要がある。

1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

文部科学省

学習指導要領を円滑に実施するとともに、教員が子供と向き合う時間を拡充し、学力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、新たな教職員定数改善計画を策定・実行し、教職員定数を増やすとともに、必要な財源を措置すること。

また、確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するため、学校当たりの学級数や学級当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえた教職員配置基準とすること。

◆現状・課題

・　本県は、公立小・中学校の教員１人当たりの児童生徒数が多く、基礎学力の向上ときめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

○本県の公立小・中学校の教員１人当たりの児童生徒数（平成 25 年度）

小学校　19.0 人（全国２位）　全国平均　16.0 人

中学校　15.9 人（全国３位）　全国平均　13.7 人

◆提案・要望の具体的内容

・　学級編制の標準の引き下げを柱とした新たな教職員定数改善計画を策定し、必要な財源措置も含めて確実に実行すること。

・　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等による教職員配置基準を見直すことにより、教員１人当たりの児童生徒数を改善すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】

義務教育費国庫負担金　　1 兆 5,258 億 2,300 万円（26 年度　1 兆 5,321 億 8,300 万円）

教職員定数の改善　　2,760 人

◇制度改正等の状況

10 年後の学校の姿を見据えた新たな教職員定数改善計画（案）（10 年間）を策定し、教員の質と数の一体的な強化を進めることが盛り込まれた。

2 生活保護受給世帯の子供に対する教育支援の推進

厚生労働省

「貧困の連鎖」を断ち切るため、本県では生活保護世帯の中学生・高校生に対する教育支援を実施し、高校進学及び高校中退防止の取組を進めている。

生活保護受給者に対する教育支援について国は、平成 27 年度以降、国庫補助率を２分の１に引き下げるとしている。貧困の連鎖を断ち切る教育支援事業の重要性は高く、国として事業に必要な財源を全額確保すること。

◆現状・課題

- 国の研究会の資料によると、生活保護世帯で育った子どもが、大人になって再び保護を受ける「貧困の連鎖」の発生率は 25.1%に上る。
- 本県では貧困の連鎖を断ち切るため、教育支援員を配置し、中学生のいる保護世帯を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティアによる学習指導を行っている。

  その結果、学習教室参加者の高校進学率が 86.9%から 97%に 10%向上した。
- また、保護世帯の高校生を対象に、学習教室を設置して学習指導を行うとともに学校生活の悩みなどの相談に対応し、高校中退の防止に向けた支援を行っている。
- さらに、保護世帯の中学生及び高校生を対象に、働くことの大切さを理解させ、就職に結びつけるため、特別養護老人ホームや農家などでの就労体験を実施している。

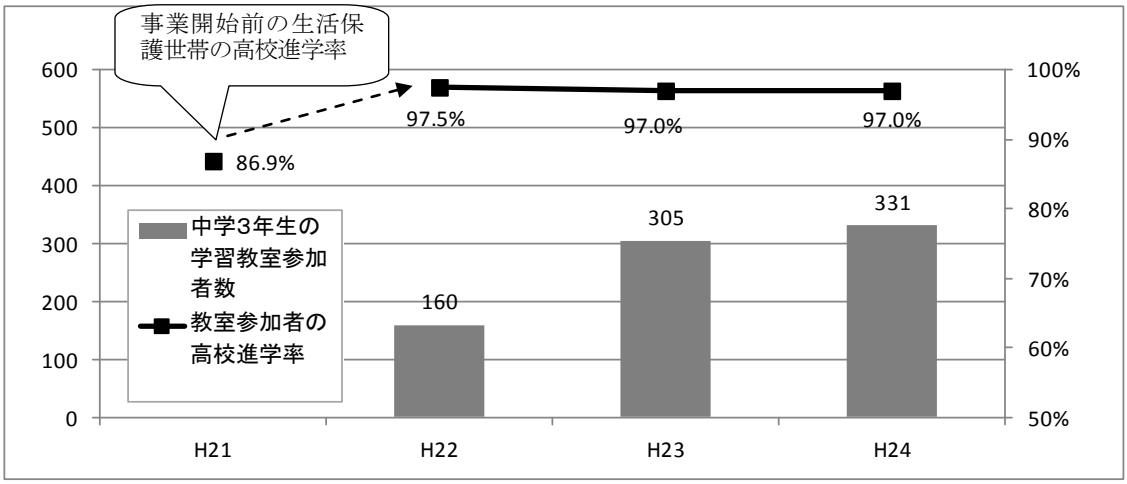

・　本県の生活保護受給者の教育支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して実施し効果をあげている。
・　生活保護受給者に対する教育支援については、平成 27 年度以降、生活困窮者自立支援法による学習支援の補助金で実施することとされ、国庫補助率が２分の１に引き下げられた。
・　生活保護法の目的の一つである生活保護受給者の自立支援に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

・　各地域の実情に応じた教育支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、事業費の全額について財政支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

・　生活困窮者自立支援法施行関連経費（新）（事項要求）　予算額は予算編成過程において検討
・　子供を有する生活保護受給世帯等への支援の充実（新）　798,000 千円［国費ベース］

◇制度改正等の状況

・　生活困窮者自立支援法が平成 27 年４月１日から施行される。

子どもたちの豊かな心の育成と非行防止・立ち直りの支援

要望先：内閣府・総務省・文部科学省

県担当課：青少年課・生徒指導課

教育再生実行会議（第一次提言）や「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実することが求められる。

また、通信機器の発達とともに、携帯電話に代わるいわゆるスマートフォンが飛躍的に普及し青少年の利用も増加しており、青少年を有害情報や犯罪から守るための対応を図る必要がある。

1 いじめ防止対策に伴う財政支援の充実

文部科学省

いじめ防止対策推進法に規定された心理、福祉等に関する専門的知識を有し、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保、学校ネットパトロールの実施等に対する財政支援を充実すること。

◆現状・課題

- 本県の公立小、中、高、特別支援学校における平成25年度のいじめの認知件数は、2,834件と憂慮すべき状況にある。
- また、インターネットを通じて行われるいじめも社会的に大きな問題となっている。
- 平成26年度における本県の学校配置スクールカウンセラーは、全公立中学校362校、高等学校には25校に配置され、週１回又は２回の勤務となっている。
- また、小学校には勤務していない状況であり、いじめ防止対策推進法に規定されるいじめの防止を含む教育相談に応じる者、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の更なる確保が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- いじめの防止を図るため、教育相談等に応じるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充できるよう、十分な財源を確保すること。
- 学校ネットパトロールを実施するために必要な経費を確保すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】［事業費ベース］

いじめ対策等総合推進事業　　66億円（26年度48億円）

2 スマートフォン等の安全・安心な環境整備

内閣府・総務省

スマートフォンやゲーム機などのインターネット通信の危険性について、青少年及びその保護者に対して意識啓発を図るとともに、青少年有害情報の閲覧機会を最小化するため関係法の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- 現在、青少年インターネット環境整備法により、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供が義務付けられている。
- しかし、スマートフォンはそのＯＳやアプリケーションなどに、携帯電話事業者以外の国内外にわたる様々な事業者が関わっている。また、Ｗｉ－Ｆｉなどの無線ＬＡＮ回線を利用する場合、携帯事業者によるフィルタリングが適用されない場合がある。
- 内閣府の調査では、携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等の利用率が 63.5%（平成 24 年）から 55.2%（平成 25 年）に減少している。
- 警察庁の調査では、コミュニティサイトを通じて児童が犯罪被害に遭った事件の検挙件数は 1,804 件（平成 25 年）で、前年に比べ 37.6%増加している。

◆提案・要望の具体的内容

- 平成 24 年７月に見直された青少年インターネット環境整備基本計画（第２次）及び平成 25 年９月に総務省が公表した「スマートフォン安心安全強化戦略」などを踏まえ、青少年のインターネット環境の更なる整備を進めること。
- 青少年によるインターネットの適切な活用を促進する上でも、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、青少年インターネット環境整備法の見直しを行うこと。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

青少年インターネット環境整備基本計画（第３次）等について、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において審議中である。

質の高い学校教育の推進

要望先：総務省・財務省・文部科学省

県担当課：学事課・教育局財務課

学校教育においては、すべての子供たちに教育の機会均等が求められる。

このため、高等学校等就学支援金制度や奨学のための給付金制度の実施にあたっては、十分な財源を確保する必要があるほか、生徒や保護者などの事務負担軽減も図る必要がある。

1 高等学校等就学支援金制度の改善

総務省・財務省・文部科学省

すべての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、支給限度額を撤廃すること。

私立高校生等に対する就学支援金制度については、所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう国が責任を持って十分な財源を確保すること。

また、就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点から、手続の簡素化を図ること。

審査事務等に係る事務費については、国がその全額について財政措置を講じること。

さらに、就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。

◆現状・課題

- 景気雇用情勢が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。
- 公立高等学校においても、就学支援金制度が導入された。
- 公立高等学校の定時制（単位制）及び通信制（単位制）では、支給限度額を超過する場合が多く生じており、それを生徒や都道府県が負担している。
- 通信制高校など単位制高校については、就学支援金の額が月額ではなく、１単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- 所得の基準年度が第１期と第２～４期で分かれており、制度が分かりづらい上、１年生は年２回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。
- 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また債権管理等といった新たな事務が増加するとともに、新たに事務費が発生している。
- 就学支援金制度について、中学３年生やその保護者への周知が引き続き必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- 教育の機会均等を確保する観点から、十分な財源を確保すること。
- 公立高等学校の定時制（単位制）及び通信制（単位制）に関しては、支給限度額を撤廃すること。
- 就学支援金の支給手続の簡素化を図ること。
- 就学支援金に係る事務費の財政措置を講じること。
- 中学３年生やその保護者へリーフレットを配布する等、国において引き続き周知を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】

高等学校等就学支援金等　　3,835 億円（26 年度 3,922 億円）

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

2 奨学のための給付金制度の改善

総務省・財務省・文部科学省

奨学のための給付金制度については、低所得世帯の生徒の就学の機会が奪われないよう国が責任を持って十分な財源を確保すること。

また、給付金の支給事務については、申請者負担軽減及び事務負担軽減の観点から、地方公共団体の意見を十分に聴き、手続きの簡素化を図ること。

さらに、制度実施に伴い発生する新たな事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。

県外の高等学校等に在籍する生徒の把握・周知について必要な措置を講じること。

◆現状・課題

- 低所得世帯への生徒への対応について、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金制度が創設された。
- 国庫負担３分の１の国庫補助事業として、予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- 補助対象を３つの世帯に区分しており、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、事務が煩雑である。
- 制度実施のための人件費、事務費等が新たに発生する。
- 県外の高等学校に在籍する生徒の把握が困難である。
- 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。

◆提案・要望の具体的内容

- 対象となる生徒にかかる補助金については、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- 制度が複雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。
- 制度実施に伴い発生する新たな人件費、事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。
- 県外の高等学校に在籍する生徒の把握に必要な調査を国が実施すること。
- 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるよう必要な措置を講じること。

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】

高校生等奨学給付金　　116 億円（26 年度 28 億円）

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし

私学教育の振興

要望先：総務省・文部科学省

県担当課：学事課

私立学校の教育条件の向上や父母の負担軽減など地方が主体となって推進している私立学校振興策の更なる充実を図る必要がある。

1 私学振興の推進

総務省・文部科学省

私立学校の教育条件の維持向上や経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約 14%と低水準で推移している。
- 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）について、平成 22 年度以降、交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていない。
- 私立幼稚園特別支援教育費補助についても同様に、平成 21 年度以降、交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていない。
- 平成 22 年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。
- 東日本大震災により修学が困難となった世帯に対する授業料軽減について高校生修学支援基金を活用しているが、平成 26 年度をもって終了予定である。復興は道半ばであり、また補助対象者も増加傾向にあるが、基金の終了により、修学の機会の確保が難しくなる。
- 県父母負担軽減事業については高校生修学支援基金を財源として活用しており、基金からの繰入金は増加傾向にあるが、平成 26 年度をもって基金は終了予定である。また、取り崩しに係る一人当たり単価に上限が定められているなど、取り崩し要件が厳しく定められており有効に活用できていない。
- 専修学校はキャリア教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されている。

◆提案・要望の具体的内容

- 県運営費補助金に対する国庫補助金のより一層の充実を図ること。
- 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）及び私立幼稚園特別支援教育費補助については、交付に必要な財源を確保し、交付額の圧縮が生じないようにすること。
- 県が行う授業料軽減事業補助全般に対する国庫補助制度の創設など、財政措置を講じること。

・　東日本大震災被災者に対する授業料等軽減事業に対する基金の継続又は財政措置を講じること。
・　安定した授業料補助を実施するため、高校生修学支援基金を継続すること。また、基金の取り崩し要件を緩和するなど、各県が基金を有効に活用できるように制度改善を図ること。
・　地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。

◆参考（初年度納付金・公私比較）

高等学校（全日制課程）初年度納付金比較

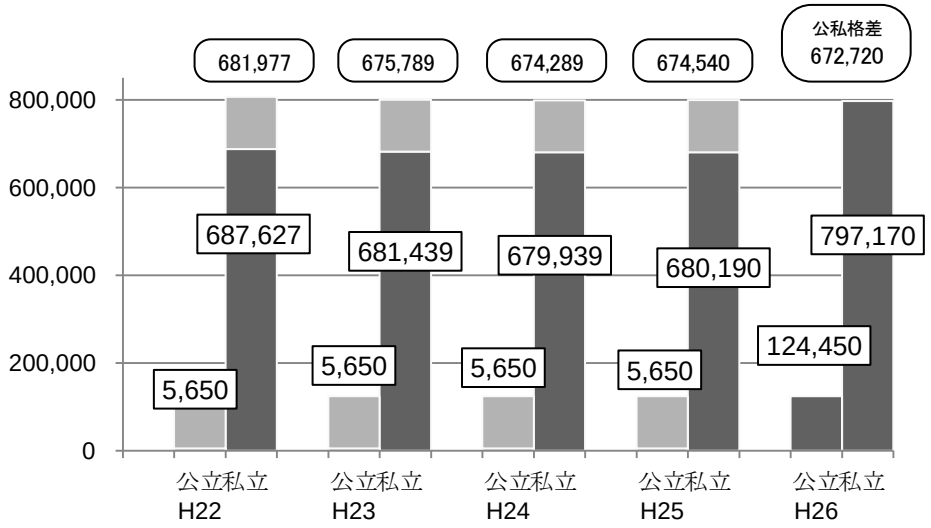

：高校無償化及び就学支援金による軽減（H22～H25：△118,800 円）
平成 26 年 4 月からは、高等学校等に通う年収約 910 万円未満の世帯の生徒に対して高等学校等就学支援金を支給する。

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】

私立高等学校等経常費助成費等補助　1,076 億円（平成 26 年度　1,040 億円）

◇制度改正等の状況

要望に係る制度変更等の動きなし

特別支援教育の推進

要望先：文部科学省

県担当課：県立学校人事課・特別支援教育課

特別支援教育では、障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受ける仕組みの構築や、早期教育・専門教育が重要となる。

そのため、小・中学校における通級指導教室や、特別支援学校の幼稚部等において適切な支援を行うための体制整備などを推進していく必要がある。

1 通級指導教室等の充実

文部科学省

発達障害を含む障害のある児童生徒への指導の充実を図るため、小中学校の通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が重要である。

そのため、通級による指導を担当する教員及び特別支援教育コーディネーターを増やすために必要な財源を措置すること。

◆現状・課題

- 平成 24 年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在するとされている。
- また、平成 25 年文部科学省調査「平成 25 年度通級による指導実施状況調査（平成 25 年 5 月 1 日現在）」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約 0.2%にあたる 1,270 名が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれる。
- 特別支援学校のセンター的機能の中核を担う特別支援教育コーディネーターへの相談件数についても増加傾向にある。

発達障害･情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数

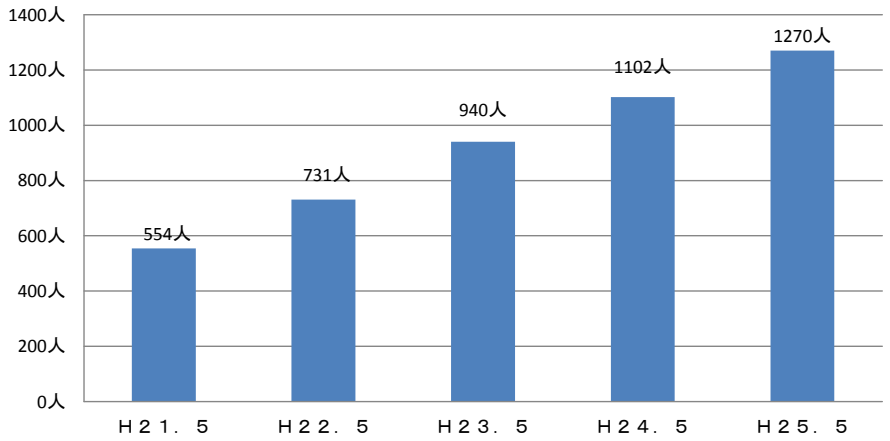

○国の動向等

◇概算要求状況【文部科学省】［国費ベース］

義務教育費国庫負担金　1 兆 5,258 億 2,300 万円（26 年度　1 兆 5,321 億 8,300 万円）

教職員定数の改善　2,760 人

うち特別支援教育の充実　310 人

2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

文部科学省

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆現状・課題

・　特別支援学校の小学部、中学部の教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、また、高等部の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律において規定されている。

・　しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がないため、給与費に係る県の負担部分が大きく、財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないことも想定され、きめ細かな指導を実施する上での障害となっている。

○国の動向等

◇制度改正等の状況【文部科学省】

要望に係る制度改正等の動きなし

就業支援と雇用の拡大

要望先：厚生労働省

県担当課：社会福祉課・疾病対策課
就業支援課・ウーマノミクス課

景気の回復に伴い新卒者の就職環境は改善の兆しが現れているが、15 歳から 24 歳の若年層の失業率は依然として高く、非正規就労を余儀なくされている若者も多い。若者の就労拡大と地域経済の成長を実現するため、教育・産業・行政が連携して職業観の醸成や若者の就職支援に取り組み、若者を将来の担い手として社会全体で育てていくことが必要である。

一方、学生は知名度の高い大手企業を志向する傾向が強く、情報発信力の弱い中小・零細企業は若手人材の確保に苦慮している。このため、正規就労を希望する若者と中小企業の出会いの場を拡大するとともに、中小企業の魅力発信を強化し、若年就業のミスマッチを早急に解消することが求められている。

なお、生活保護受給者は引き続き増加しており、この５年間で６割以上増えて約９万５千人となっている。このため、生活保護制度の見直しと生活保護受給者に対する自立支援施策の強化が必要である。

さらに、平成 27 年４月から施行される生活困窮者自立支援法が第二のセーフティネットとして機能するためには各自治体が自立支援事業を積極的に推進していく必要がある。

1 若年者の就業支援の強化

厚生労働省

若者の早期就職や正規雇用化の実現に国を挙げて重点的に取り組むとともに、若年者地域連携事業をはじめ国と地方公共団体の連携による若年就労支援の取組の一層の充実・強化を図ること。

◆現状・課題

- 本県ではハローワーク特区を活用して開設した「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」に若者の専門相談窓口を設置し、キャリアカウンセリングから職業紹介までワンストップの支援を提供している。
- 地元企業を見学するバスツアーや実践的な就職支援セミナーなど、県内企業と若者を結びつける取組の一層の強化が求められている。
- 東京に隣接する本県では都内の大手企業志向の若者が多く、県内中小企業は人手が不足するなどミスマッチが生じている。このため、本県では平成２６年度から若者と県内中小企業のマッチングを強化する新たな事業を実施している。

○夢ある埼玉･就活プロジェクト　～若者の目を県内企業に向ける～

県内経済団体や大学と連携し、県内企業の魅力紹介や交流を行う学生千人規模の就活イベントや合同面接会を５月から 12 月まで毎月連続で開催。

○わかもの仕事チャレンジ事業　～紹介予定派遣を活用した正規就労支援～

学卒未就職者など自力で正規就労が困難な若者 300 名を対象に、ビジネス基礎研修と県内中小企業の現場実習を組み合わせた就業支援（４か月）を実施

- こうした地方公共団体が主体的に進める実践的な若年就業支援が円滑に進むよう国が必要な連携・支援を行い、事業の実効性を高めていくことが求められている。

◆提案・要望の具体的内容

- 学生や未就職卒業者に対して早期就職や正規雇用化の実現に国を挙げて重点的に取り組むとともに、若年者地域連携事業をはじめ国と地方公共団体の連携による若年就労支援の取組の一層の充実・強化を図ること。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

- 若者の活躍推進・正社員雇用の拡大　716 億円（26 年度 528 億円）

2 介護離職の防止に向けた支援の充実　【新規】

厚生労働省

親の介護に直面する年代はまさに企業の中核を担う人材であり、こうした人材が離職することは企業にとっても大きな損失である。そこで、介護休暇などの現行制度の対象外となる労働者（雇用期間が極めて短い労働者を除く。）も現行制度の対象となるよう法制度を整備すること。

◆現状・課題

- 総務省の就業構造基本調査によると、本県で介護を理由に離職された方は平成 23 年 10 月から 24 年９月までの１年間で約 4,600 人に上っている。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、介護休暇及び介護休業などの支援が制度化されているが、事業主に継続して雇用された期間が６か月に満たない労働者などは、介護休暇の対象外となる。
- 介護離職を防止するためにも、そうした現行制度の対象外となる労働者への支援を充実する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で介護休暇及び介護休業の対象外となる労働者（雇用期間が極めて短い労働者を除く。）も現行制度の対象となるよう法制度を整備すること。

3 がん患者の就労に関する支援　【新規】

厚生労働省

働くことを希望するがん患者を支援するため、国は企業に対し就労環境の向上や、就労継続に必要な法的な整備を検討すること。また、がん患者の雇用の維持、再就職支援対策として行われているモデル事業等の本県での開催を含め、一層の拡充を図ること。

◆現状・課題

- がんは国民の２人に１人が罹患し、今後もがん患者の増加が見込まれる中、働くことを希望する患者が増えていく。企業においても従業員ががんに罹患してやめてしまうと、貴重な人材を失うなどのデメリットが大きい。企業ががん患者を受け入れ共生する必要性を理解し、就労環境を向上するよう働きかけるなど、働くことを希望するがん患者が安心して治療を受けられる社会の構築が望まれる。
- 本県では、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターを中心として、がん患者からの就労を含めた相談に対応している。相談員にアンケートをしたところ３１パーセントの相談員が就労に関する相談を受けていた。このように就労に関する相談は今後も増加が見込まれる。
- こうした中で、平成２２年国勢調査によれば、本県では約８４万人が都内へ通勤している。企業に対する働きかけは本県だけでは限界があり、国が都道府県を越えて広域的に取り組むことが必要である。
- また、企業で働くがん患者が通院治療するにあたって、休暇としての位置づけがなく欠勤となってしまう例もあることから、国として実効性のある支援が必要である。

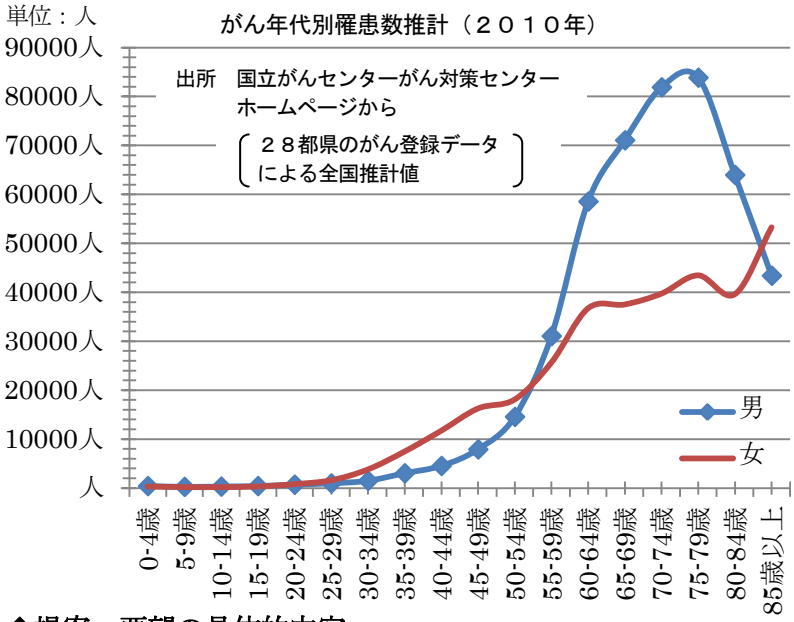

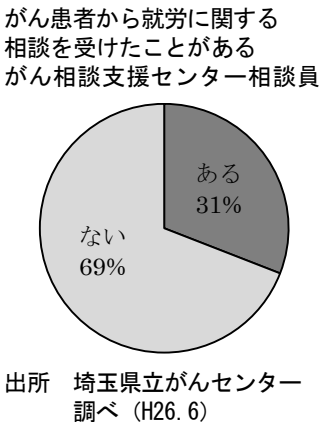

◆提案・要望の具体的内容

がん患者の就労支援を図るため、国に対して次のとおり要望する。

- 企業に対し、がん患者に関する理解を深め、就労環境が向上するよう働きかけること。
- 企業で働くがん患者の通院を休暇として扱う等の就労継続に必要な法的な整備を検討すること。
- がん患者の雇用維持、再就職支援対策として行われている「がん患者の就労に関する総合支援事業」や「がん患者等に対する就職支援モデル事業」等の本県での実施を含め、一層の拡充を図ること。

4 生活保護制度の改善

厚生労働省

国は、就労支援や不正受給対策を強化するために生活保護法の一部改正を行った。実効性のある制度とするため、引き続き、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて不断の見直しを行うこと。

特に、近年増加している無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、法令による規制を強化すること。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居する生活保護受給者の実施責任については、入所前の保護の実施機関が引き続き実施責任を負うものとすること。

これに加え、入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

さらに、生活保護基準は、社会経済情勢や消費の動向などを十分に勘案した適切なものとすること。また、貧困の連鎖を防止する観点から、子どもを含む世帯に十分配慮すること。

◆現状・課題

（1）生活保護法の一部改正について

・　国は、今後も生活保護制度が国民の信頼に応えられるようにするため、生活保護法の一部改正を行った。改正の主な内容は以下のとおりである。

ア　就労による自立の促進

・　安定した職業に就くことにより保護からの脱却を促すための給付金を創設する。

イ　健康・生活面等に着目した支援

・　健康の保持及び増進に努めること及び生計の状況を適切に把握することを受給者の責務とした 。

ウ　不正・不適正受給対策の強化

・　福祉事務所の調査権限を拡大。

・　不正受給をした場合の罰則の引上げ及び返還金の上乗せ。

・　福祉事務所が必要と認めた場合に、扶養義務者に対して報告を求めること。

エ　医療扶助の適正化

・　指定医療機関の指定・取消要件を明確化し、指定の更新制を導入。

・　低額な後発医薬品の使用促進。

・　国による医療機関への直接の指導。

（2）無料低額宿泊所に係る法整備について

・　県内には 50 施設（定員約 2,600 人）が存在しており、今後も増加が見込まれる。

・　現行法令（社会福祉法）では、無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準の規定がない。また、事後の届出制であるため、経営状況などの事業者の適格性を事前にチェックすることができない。

・　無料低額宿泊所には、実施主体の制限がないため、個人、法人を問わず誰でも開設することができる。

・　無料低額宿泊所には、社会福祉法の改善命令の規定の適用がなく、経営の停止等の処分も要件が抽象的であるため適用が困難である。

・　本県では独自に条例及びガイドラインを定めて指導しているが、十分な規制とは言えない。

○無料低額宿泊所数の推移

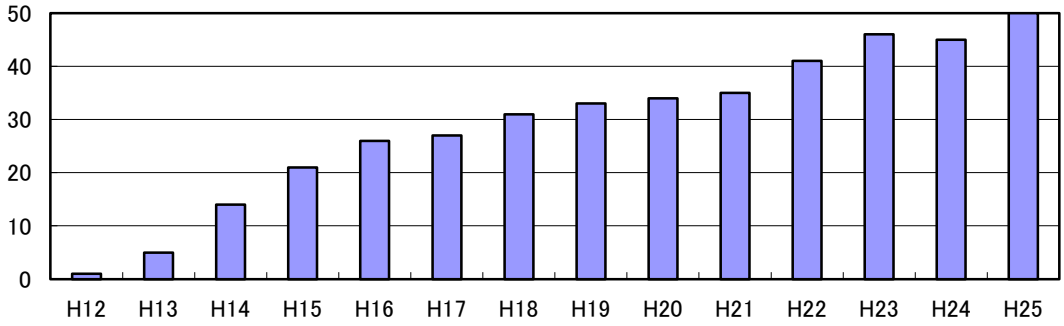

（３）有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

・　被保護者が、管外の有料老人ホームに入居した場合、当該ホームが居住地となり、保護の実施責任は、ホームが所在する保護の実施機関へ移ることになる。サービス付き高齢者向け住宅でも同様である。

・　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は今後も増加が見込まれ、管外からの転入により、これらが立地する保護の実施機関の負担が増えることになる。

（４）外国人に対する生活保護の準用について

・　本県の外国人に対する生活保護の現状は、この５年間で受給者が 1,800 人から 3,400 人に急増し、保護費についても 33 億円から 60 億円に増加している。

・　外国人については、昭和 29 年の厚生省社会局長通知により、日本国民に準じて生活保護を行うこととされている。

・　しかし、当該通知後、50 年以上を経過し、外国人の生活保護受給者が増加する中で、地方公共団体の負担が重くなっており、外国人に対する生活保護の準用を抜本的に見直す必要がある。

（５）生活保護基準について

・　国は、生活保護基準を改正し、平成 25 年８月から平成 27 年度までの３年間で、生活扶助を 7.3%引き下げることとした。今回の改正では、夫婦と子ども２人の世帯の下げ幅が 9.0%と大きくなっている。

○基準引き下げの具体例

	引き下げ前 (H25 年４月)	引き下げ後 (H27 年４月)	差額	率
夫婦と子２人 (40 代夫婦と小・中学生)	22 万 2 千円	20 万 2 千円	▲2 万 0 千円	▲ 9.0%
夫婦と子１人 (30 代夫、20 代妻、4 歳子)	17 万 2 千円	15 万 6 千円	▲1 万 6 千円	▲ 9.3%
母と子１人 (30 代母、4 歳子)	15 万 0 千円	14 万 1 千円	▲　8 千円	▲ 5.3%
60 代夫婦	12 万 2 千円	11 万 7 千円	▲　5 千円	▲ 4.1%
60 代単身	8 万 1 千円	7 万 9 千円	▲　2 千円	▲ 2.5%

※ さいたま市など都市部の基準。住宅扶助や医療扶助は含まれていない。

◆提案・要望の具体的内容

（1）生活保護制度の見直しについて

・　実効性のある制度とするため、生活保護の実務を担う地方の意見を十分に踏まえて不断の見直しを行うこと。

（2）無料低額宿泊所に係る法整備について

・　無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、施設の設備・運営に関する基準を整備すること。また、事前の許可制とするとともに、事業者の財務資料の公表により、経理の透明性を確保すること。

・　個人による経営実態の隠蔽を防ぐため、実施主体を法人に限ること。

・　指導の実効性を担保するため、他の社会福祉施設と同様に改善命令を適用すること。また、経営の停止等の処分の具体的な基準を定めること。

（3）有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実施責任の見直しについて

・　被保護者が、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に転居する場合には、特別養護老人ホーム入所の例と同じく、転居前の保護の実施機関が、引き続き保護の実施責任を負うこと。

（4）外国人に対する生活保護の準用について

・　入国を認めた外国人が生活に困窮した場合には、生活保護の準用ではなく、国において対応すること。

（5）生活保護基準について

・　生活保護基準は、平成25年８月から３か年かけて、年齢・世帯人員・地域差の歪みを調整することとされているが、社会経済情勢や消費の動向などを十分に勘案した適切なものとすること。また、貧困の連鎖を防止する観点から子どもを含む世帯に十分配慮したものとすること。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

・　生活保護に係る国庫負担２兆9,914億円（26年度　２兆9,105億円）〔国費ベース〕

・　住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の検証・見直しについて、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ、予算編成過程で検討する。

◇制度改正等の状況

・要望に係る制度改正等の動きなし

5 生活保護受給者の自立支援の推進と財源の確保

厚生労働省

福祉事務所のケースワーカーは、急増する生活保護受給者の援助・指導に追われ、きめ細かな自立支援に手が回らない状況にある。

本県では、就労支援及び住宅確保に関する専門性を持った支援員を配置し、生活保護受給者の自立支援に大きな効果をあげている。

生活保護受給者に対する、これらの自立支援施策に必要な財源については、国が責任もって確保し、各自治体に必要な経費の全額を補助すること。

◆現状・課題

- 本県の生活保護受給者の自立支援の取組は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、「生活保護受給者チャレンジ支援事業」として以下の事業を行い、効果をあげている。
- 生活保護受給者の自立支援については、生活保護法の目的の一つであり、各自治体が継続的に取り組む事業の財源は、国において責任をもって確保する必要がある。
- 基金については平成 26 年度で事業が終了することとされており、継続的に事業を行うための財源が確保されていない。

○生活保護受給者チャレンジ支援事業

（1）就労支援について

- 県内の生活保護世帯は、平成 25 年 12 月現在 68,571 世帯であり、リーマンショック前の 20 年９月と比較すると 73.6%増加している。
- 生活保護世帯のうち、就労可能と考えられる「その他世帯」は 14,560 世帯であり、平成 20 年９月と比較すると 208.6%増加している。
- 有効求人倍率が 0.70 倍（平成 25 年 12 月）と厳しい状況において、特筆すべき技術や職歴がない者が再就職先を見つけることは容易ではない。
- 本県では、平成 22 年９月から職業訓練支援員を配置し、職業訓練の受講から就職までマンツーマンで一貫した支援を行っている。

（2）住宅支援について

- 県内には無料低額宿泊所が 50 施設あり、約 2,600 人が入所している。
- 無料低額宿泊所は、本来、離職などにより住居を失った方が一時的に居住する場であるが、平均入所期間が約２年と長期化し、アパート等への転居が進んでいない。
- 本県では、平成 22 年９月から住宅ソーシャルワーカーを配置し、無料低額宿泊所入所者の年齢、障害の有無、生活能力に応じて、民間アパート等への転居支援を行っている。

	22 年度	23 年度	24 年度
就労支援による就職者数	191 人	618 人	701 人
住宅支援によるアパート等転居者数	250 人	673 人	773 人

◆提案・要望の具体的内容

- 各自治体が実施する生活保護受給者に対する自立支援に必要な財源については、国が責任もって確保し、各自治体に必要となる経費の全額を補助すること。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

・　地域における就労支援体制の充実（新）　2,844,000 千円　［国費ベース］

・　被保護者就労支援事業（新）　予算額は予算編成過程において検討。

◇制度改正等の状況

・　生活保護法の一部改正（被保護者就労支援事業の追加）が平成 27 年４月１日から施行される。

6 生活保護受給世帯の子供に対する教育支援の推進　（再掲）

厚生労働省

7 生活困窮者の自立支援の推進と財源の確保

厚生労働省

生活困窮者の自立を促進するため生活困窮者自立支援法が平成27年４月から施行される。

同法の目的を達成するためには、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が積極的に実施することが求められている。

自治体の取組を後押しするために、同法の各事業の国庫補助率を引き上げ、国が積極的に財政支援を行うこと。

◆現状・課題

・　生活困窮者自立支援法が平成 27 年４月から施行される。

・　法の目的である生活困窮者の自立を促進するためには、実施主体である自治体が自立支援施策を積極的に推進していくことが必要である。

・　さらに、必須事業だけでなく任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待される。

・　しかし、各自治体の財政状況は厳しく、任意事業は国庫補助率が低いため、実施できない自治体がでてくることが予想される。

◆提案・要望の具体的内容

・　生活困窮者自立支援法に係る自治体の取組を後押しするために、全ての事業の国庫補助率を引き上げ、国が積極的に財政支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

・　生活困窮者自立支援法施行関連経費（新）（事項要求）　予算額は予算編成過程において検討

◇制度改正等の状況

・　生活困窮者自立支援法が平成 27 年４月１日から施行される。

障害者の自立・生活支援

要望先：内閣府・厚生労働省

県担当課：福祉政策課・障害者福祉推進課
障害者支援課・国保医療課

障害者がその能力や適性に応じて地域で自立して暮らせる社会を構築するためには、障害者保健福祉制度の円滑な運営と障害者を支援するための施策の更なる充実が課題となっている。

1 障害者支援制度の見直し

厚生労働省

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。特に現在は日額払いである施設系支援にかかる報酬について、事業が安定的に運営できるよう事業運営報酬の部分については、月額払いとすること。

障害福祉サービスの充実を図るためにも、市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

◆現状・課題

- 平成18年４月に施行された障害者自立支援法は、利用者の１割負担や報酬の日額化に伴う事業所収入の減少など、現場に大きな混乱をもたらした。
- 平成23年８月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を取りまとめた。
- 政府は、障害者自立支援法の名称を障害者総合支援法に改め、平成25年４月から施行したが、障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を十分に反映していない。
- 市町村の地域生活支援事業に対する国の補助金については、事業実績に応じた補助金（２分の１）となっていない。

＜参考＞市町村地域生活支援事業補助金の国の充当率

年度	20	21	22	23	24
充当率	36%	44%	42%	40%	38%

◆提案・要望の具体的内容

・骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。特に施設系支援にかかる報酬については、人件費、固定経費、一般管理などの事業運営報酬は月額払いにすること。
・市町村地域生活支援事業などについては適切な財源措置を講ずること。

◆参考（障害者自立支援給付における財政負担）

国１／２、県１／４、市町村１／４

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】　　要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

2 障害者入所施設の整備

厚生労働省

障害者入所施設の入所者については、グループホームの整備を推進し、地域生活への移行促進を図っている。

その一方で、自傷、パニックなどの強度行動障害や重度障害などにより施設入所を希望する方が多数入所待ちをしている状況が生じている。

子どもの成長や親の高齢化などにより、家庭生活での支援が限界にきている障害者が入所できない状況を改善するため、障害者入所施設の整備が必要である。

平成 24 年度、国の予備費による緊急経済対策において、入所施設（１施設・入所定員 60 人）の整備に対する国庫補助が認められたところであるが、依然として施設が不足している実情を踏まえ、今後とも必要な障害者入所施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

◆現状・課題

・　本県の入所待機者は年々増加しており、強度行動障害や重度障害などにより地域社会での生活が困難な、真に施設入所を必要とする障害者が多数入所待ちをしている状況にある。

1　入所待機者数の推移　（各年 5 月 1 日現在）

	H22	H23	H24	H25	H26
知的障害者	825	639	730	807	936
身体障害者	342	375	396	386	385
計	1,167	1,014	1,126	1,193	1,321

※Ｈ２３は知的障害者の入所調整の見直しを行い申込書の再提出を求めたため入所待機者が減少した。

2　入所施設数（定員）　（平成 26 年 3 月 31 日現在）

入所施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の入所施設	68	4,263
主に身体障害者の入所施設	31	1,757
計	99	6,020

○第３期埼玉県障害者支援計画の数値目標（計画期間　平成 24 年度～平成 26 年度）

・障害者入所施設の平成 17 年度定員の３割を地域生活へ移行

平成 17 年度定員　5,220 人

地域移行３割（H26 末目標）　1,566 人

進捗状況（H24.10.1 現在）　1,615 人

・障害者入所施設は必要数を整備

○　国の基本指針は、地域生活への移行により、平成 26 年度末の障害者入所施設の定員を平成 17 年度の定員から１割以上削減することを基本としている。国は、定員増を伴う入所施設の整備に対する補助を原則認めていない。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備　116 億円（26 年度　30 億円）

ただし、引き続き障害者入所施設の整備に係る補助金は原則として認めていない。

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

3 障害者施設に関する社会福祉施設等施設整備費補助金の増額

厚生労働省

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となるグループホームの整備を計画的に促進していく必要がある。

県では、障害者の地域生活への移行を推進していくために、毎年 250 人ずつのグループホームの利用定員数の確保を目標としている。

また、施設利用者の安心・安全を確保するため、耐震化整備が必要な建物について、計画的に耐震化整備を進めている。

施設整備を促進していく上で、国庫補助制度の活用が必要不可欠であることから、必要な整備を確実に行うための財源を確保し、協議した案件すべてが認められるよう予算措置を行うこと。

◆現状・課題

- 障害者施設や病院を退所したり、自宅を出て親と離れた暮らしを希望する障害者が地域で生活する場としてグループホームの整備を進める必要がある。
- 県の５カ年計画では、毎年 250 人ずつの利用定員を整備し、平成 28 年度末までに 3,800 人分の利用定員数の確保を目標値としている。
- また、昭和 56 年改正建築基準法以前に建築された建物のうち、耐震化整備が必要な建物については、平成 29 年度までに計画的に耐震化整備を進めている。
- こうした中、県では、事業実施年度の前年度から、事業予定者からの協議受付、審査委員会による審査、県予算の確保など事業実施に向けた手続きを進めているが、これは、国予算が十分に確保されることを前提として行っているものである。
- 平成 26 年度の国予算は、25 年度補正予算 148 億円及び 26 年度当初予算 30 億円が確保された。しかしながら、27 年度以降の国予算の見通しは不明である。

【埼玉県５か年計画の政策指標】

平成 22 年度末　2,305 人 → 平成 28 年度末　3,800 人

年　度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
目標値（人）	2,300	2,505	2,755	3,055	3,305	3,555	3,800
実　績（人）	2,305	2,535	2,785	3,173			

【耐震化未対応施設の状況】

	施設総数	耐震化必要施設	
入所施設	85		7
通所事業所	337	自己所有	6
		賃貸	16
		公立	9
合　　計	422		38

※　さいたま市、川越市、国リハ及び秩父学園を除く。

※　通所事業所（公立）は補助対象外

◆提案・要望の具体的内容

- 平成 27 年度以降の国予算に関して、利用者ニーズに対応する施設整備について、安定的に必要な予算措置を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】

障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備　116 億円（26 年度　30 億円）

4 高齢者向け障害者入所施設の整備等

厚生労働省

障害者入所施設利用者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、高齢障害者が安心して安全に生活することが出来るよう、高齢者の特性にも対応した支援が可能な高齢障害者向けの入所施設の整備、運営について必要な財政的支援を行うこと。

◆現状・課題

- 障害者入所施設においては、利用者の高齢化に伴い障害が重度化し、身体介護、医療的ケア、通所支援等を必要とする利用者が増加している。
- 65 歳以上の高齢障害者は、原則として介護保険の適用が優先されるが、障害者入所施設の利用者は、当該施設で介護保険のサービスに相当するサービスが提供されていること、また、長期に継続して入所している実態があることから、当分の間、介護保険の被保険者にはならないものとされている。
- しかしながら現在の障害者入所施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した個別に身体介護や見守り等ができる人員体制や特殊浴槽などの設備が備わっておらず、十分な処遇がなされているとは言えない。
- また、若い入所者と一緒に暮らすことで高齢障害者は常に危険にさらされていることになる。
- このような状況で、他に行き場のない利用者は、高齢化に対応できない障害者入所施設から追い出されてしまうのではとの不安を感じている。

○障害者入所施設における高齢障害者数

（平成 25 年 3 月 31 日現在、単位：人）

障害者入所施設	定員（施設数）	利用者数	利用者のうち 65 歳以上高齢障害者
知　的	4,315（68）	4,051	422（10.4%）
身　障	1,757（31）	1,425	353（24.8%）
計	6,072（99）	5,476	775（14.2%）

◆提案・要望の具体的内容

- 高齢障害者が安心して安全に生活することが出来るように、障害の特性に加え、加齢による心身の機能低下など高齢者の特性に対応した人員配置や設備を備えた高齢障害者向け入所施設の整備、運営について必要な財政的支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】　　要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

5 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族への支援の充実

厚生労働省

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者の定期的なレスパイト利用のため、障害児通所支援事業等の報酬を改定すること。

※レスパイトケア… 障害児・者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらうもの

◆現状・課題

・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族の負担は非常に重いため、定期的なレスパイト利用が必要である。

・ しかし、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が利用できる障害福祉サービス事業所は極めて少ない状況にある。その理由として、以下の２つがある。

（１）日中利用できる障害児通所支援事業等の医療連携体制加算が低額なため、看護職人材が見つからない。

・看護職員が事業所等を訪問して障害児に対して看護を行った場合の加算額＝１日約 5,000 円

・訪問看護ステーションの利用額＝60 分以上 90 分未満 約 11,380 円

（２）宿泊利用できる医療型短期入所事業所の基本報酬が低額なため、事業を開始する医療機関が少ない。

・病院で短期入所の受け入れを行った場合の基本報酬＝１日 約 25,980 円

・入院診療報酬＝50,700 円

＜参考＞本県における在宅の重症(超重症)心身障害児・者数（平成 25 年 4 月 1 日現在）

重症（超重症）心身障害者	1,074 人
重症（超重症）心身障害児	853 人

◆提案・要望の具体的内容

・ 障害児通所支援事業等の医療連携体制加算を、訪問看護ステーションの利用料金と同程度の報酬とすること。

・ 医療型短期入所事業所の基本報酬を、入院診療報酬と同程度の報酬とすること。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】 要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況 要望に係る制度改正等の動きなし

6 発達障害児・者への支援

厚生労働省

障害者福祉制度において、発達障害児の療育等を作業療法士等有資格者が実施することを新しいサービスとして位置付けるとともに、これに係る財政措置を講ずること。

地域で発達障害児・者を支える人材育成を図るための財源措置を講ずること。

◆現状・課題

- 本県では平成23年度から発達障害児・者への支援に重点的に取り組み、啓発の推進、人材の育成、親支援を進めてきた。その結果、発達障害について認識が高まり、早期発見が促進され、診療・療育体制強化の必要性が増大している。しかし、発達障害の療育を専門的に実施できる機関は少ない。
- そこで本県では、平成24年度から障害児通所施設に作業療法士等の専門職を配置し、発達障害児に療育を行うモデル事業を実施している。しかし、障害児通所給付費においては、専門職を配置し療育や保護者からの相談支援を行った場合の報酬等の財源は保証されていない。このため、新たな需要に対応するための障害福祉サービスの創設が求められている。
- また、以下のとおり発達障害児・者を支える人材の育成が求められている。
  - 乳幼児健診にあたる小児科医や成人期の医療にあたる精神科医の専門知識の向上
  - 発達障害の療育を行うことができる作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の育成
  - 発達障害児への支援は、保育所・幼稚園の役割が非常に大きいため、保育士・幼稚園教諭等に対し、基礎知識と子供への接し方の向上を図るための人材育成

◆提案・要望の具体的内容

- 障害者福祉制度において、発達障害児の特性に配慮した療育や保護者への相談支援を実施するために作業療法士等を配置した場合のサービスを創設し、適切な報酬単価を設定すること。
- 地域で発達障害児・者を支える人材育成を図るための財政措置を講ずること。

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】　　要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

7 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

厚生労働省

地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一的な公費負担医療制度を創設すること。

また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。

◆現状・課題

- 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、不均衡が生じている。
- また、市町村が現物給付を行う場合は、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置がとられている。

○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳：１～３級 療育手帳：Ⓐ 、A、B 後期高齢者医療制度の障害認定者 ※　平成 27 年 1 月 1 日から精神手帳 1 級を追加し、重度障害者となった年齢が 65 歳以上の者を除外。
医療費支給方法	償還払い
平成 26 年度予算	7,912,231 千円
平成 25 年度実績	対象者：152,301 人　　支給件数：3,676,054 件 市町村支給額：15,698,715 千円　　県補助額：7,794,979 千円

◆提案・要望の具体的内容

- 重度心身障害者に対する医療費助成が全国的に実施されていることを踏まえ、国の責任のもとに身体・知的・精神障害者に対する全国統一した公費負担医療制度を創設すること。
- 医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

8 軽度・中等度難聴児に対する補装具(補聴器)費の支給

厚生労働省

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の補装具費を支給できるように必要な措置を講ずること。

◆現状・課題

- 児童の聴覚の障害は、言語・コミュニケーション能力などの発達に、また教育の場における学習上の困難さを生じさせている。
- 軽度・中等度難聴児においても、その困難さの軽減のため補聴器装着の効果は大きい。しかし、軽度・中等度難聴児は、身体障害者手帳の交付できる認定基準に達していないことから、補聴器の購入は全額自己負担となっている。
- 軽度・中等度難聴児を養育している世帯の多くは通常若年層であり、補聴器購入は大きな経済的負担となっている。
- そこで、埼玉県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- 同様の補助を実施している自治体が、全国的にも拡大している状況にある。
- 軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用の助成は、国が補装具費として措置する必要がある。

◆参考（障害者総合支援法における財政負担）

国１／２、県１／４、市町村１／４

○国の動向等

◇概算要求状況【厚生労働省】　要望に係る概算要求なし

◇制度改正等の状況【厚生労働省】　要望に係る制度改正等の動きなし

9 障害者差別解消法の施行に係る財政支援

内閣府

障害者差別解消法の円滑な施行に支障がないよう必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- 障害者差別解消法が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されることとなった。
- この中で、地方公共団体等では不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、また、民間事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が努力義務とされた。
- 特に地方公共団体においては、例えば住民の関心と理解を深めるための啓発活動、既存機関を活用した相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化や運営など業務量の増大が想定される。
- ついては、円滑な法施行に向け、地方公共団体が行う事業に対して、国において財源措置を講じる必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 地方公共団体が行う啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織化や運営など円滑な法施行に必要な経費について、財源措置を講ずること。

○国の動向等

◇概算要求状況【内閣府】　要望に係る概算要求なし